

自転車活用推進官民連携協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、「自転車活用推進官民連携協議会(以下「本協議会」という。)」という。

(目的)

第2条 本協議会は、自転車活用推進計画に基づく広報啓発を効果的かつ効率的に実施し、国民各層に対して自転車の魅力を多面的に訴求する等、戦略的な広報活動を展開することにより、自転車の活用について国民の理解と関心を深めることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 本協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 官民連携した自転車の活用推進に係る広報活動に伴う企画及び関係機関との協議・調整に関すること。
- (2) 自転車の活用推進に資する情報発信
- (3) その他、本協議会の目的に資するもの。

(組織)

第4条 本協議会は、別紙に掲げる者で組織する。

(会長)

第5条 本協議会に会長1名を置く。

2 会長は、自転車活用推進本部事務局長が務める。

(協議会の開催)

第6条 本協議会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(幹事会)

第7条 本協議会の円滑な運営を図るため、協議会の下に幹事会を設置することとし、その構成員は協議会の構成員が指名する者とする。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、自転車活用推進本部事務局において処理する。

(規約の変更)

第9条 この規約は、本協議会において必要に応じて変更することができる。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成31年4月19日から施行する。

自転車活用推進官民連携協議会 参加団体一覧

- ・ 自転車活用推進本部
- ・ 独立行政法人 国民生活センター
- ・ 特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会
- ・ 一般社団法人 自転車協会
- ・ 一般財団法人 自転車産業振興協会
- ・ 一般社団法人 自転車駐車場工業会
- ・ 公益財団法人 自転車駐車場整備センター
- ・ 自転車を活用したまちづくりを推進する
全国市区町村長の会
- ・ 一般社団法人 全国道路標識・標示業協会
- ・ 一般財団法人 全日本交通安全協会
- ・ 一般財団法人 日本交通安全教育普及協会
- ・ 公益財団法人 日本交通管理技術協会
- ・ 公益財団法人 日本サイクリング協会
- ・ 一般財団法人 日本車両検査協会
- ・ 一般社団法人 日本シェアサイクル協会
- ・ 公益財団法人 日本自転車競技連盟
- ・ 一般財団法人 日本自転車普及協会
- ・ 一般財団法人 日本スポーツコミッション
- ・ 一般社団法人 日本損害保険協会
- ・ 一般社団法人 ルーツ・スポーツ・ジャパン

※関係団体については50音順